松戸市立第三中学校の部活動に係る活動方針（ガイドライン）

学校教育目標
　１　感性を高める
　２　知性を磨く
　３　身体を鍛える

ガイドライン策定の趣旨
　本ガイドラインは、松戸市教育委員会が策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに則し、本校の学校教育目標や生徒の実態、地域の実情を加味しながら策定したものである。また、本校においては運動部活動だけでなく文化部活動も含めた「部活動」として策定するものである。

Ⅰ　活動方針

１　目的　学校教育目標の実現に向け、異年齢集団による自主的・自発的な活動を通して、生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を育てる。

高められる資質能力等

○豊かな人間性	○明るく充実した学校生活	○一人一人の個性
○豊かな人間関係	○想像力・創造力・表現力	○充実感や達成感
○責任感・帰属意識	○規範意識・社会性・協調性	○ボランティア精神
○専門的な知識及び技能	○体力の向上や健康の維持	○地域との交流

２　運営

（１）適切な運営のための体制整備
- 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を記録及び保存し情報を共有する。
- 校長は、報告された活動計画について生徒及び保護者に公表する。
- 顧問は、年間を見通した活動日や大会予定、毎月の活動計画等を生徒及び保護者に知らせる。

（２）適切な指導
- 部活動の目的、目標を部員、保護者、顧問で共有する。
- 顧問の経験則のみにとらわれない、科学的な練習やトレーニングを取り入れる。
- 対話を重視した指導を行う。
- 生徒の自主性、個性を尊重した指導を行う。
- 体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの根絶。

（３）適切な活動時間

・学業とのバランスや生徒の体調等を考慮し、活動時間等を以下のように定める。

〇休養日　平日は、週１日以上　土日は、月２日以上の休養日を設けることを原則とする。ただし、競技の特性、施設の使用割り当て等を考慮し、柔軟に休養日を設定できるものとするが、その場合においても、年間１００日程度の休養日は設定することとする。その際、平日と休日のバランスについては均等となるようにする。

〇活動時間　平日は２時間程度、土日は３時間程度とする。また、週１６時間を越えないようにする。ただし、競技の特性、施設の使用割り当て等を考慮し、柔軟に設定することとする。

・長期休業中においても、上記に準ずる。また、連続した休養日も設ける。

・大会等で、休日に休養日を設けることができなかった場合は、平日に設定することとする。

・活動時間とは準備や片付け、移動時間は含まないものとする。

・各部活動の活動については、練習強度や練習に係る時間が異なることを考慮する。

・学校の実態と施設の有効活用を考慮し、朝と放課後を別の日として休養日を設定することができる。

・大会の参加にあたっては、生徒、顧問にとって過度な負担にならないように配慮する。

（４）学校のサポート体制

・複数の教職員が見守る体制を作る。

・顧問会議、部長会議を開催し、自主的かつ自立的な活動を推進する。

・顧問と職員間の情報交換を日常的に行う。

（５）「学校」「家庭」「地域」の連携

・地域人材及び松戸市スポーツ指導者バンクの外部指導者の活用を図る。

・学校の活動方針を周知し、保護者の理解を得るように努める。

・練習試合等の交通費や活動にかかる諸経費等については、会計報告等により保護者への説明を行う。

・保護者に、生徒の体調管理（睡眠、食事等）への協力を依頼する。

（６）事故防止と安全への配慮

・生徒の健康及び安全を第一とし、体調管理及びけがの防止に努める。

・部活動における安全管理、安全指導は登下校も含めて慎重を期する。

・気象状況、災害発生に伴う安全確保を行う。

・熱中症の防止に関しては、「スポーツ活動中の熱中症予防５ヶ条」や「熱中症予防運動指針」などを参考に適切に対応する。

・気温が上昇しそうなときもしくは上昇したときは、熱中症チェッカーによるＷＢ

ＧＴ値の測定を行い、適切に対処する。

・事故が発生したら、迅速かつ丁寧な対応を心がける。保護者への状況説明を含む連絡、管理職への報告を行う。

Ⅱ　活動規約（規定）

１　設置規定

（１）顧問が１名以上である。

（２）生徒が複数名活動する。

（３）活動場所の確保がされている。

（４）長期的な活動計画がある団体は同好会からスタートし、一定期間の活動後、部への昇格を検討する。

２　部活動開設等

（１）運動部

①野球　②サッカー　③陸上競技　④女子ソフトテニス

⑤女子ソフトボール　⑥女子バレーボール　⑦男子卓球　⑧女子卓球

⑨男子バスケットボール　⑩女子バスケットボール　⑪剣道

⑫駅伝　※全校体制による特設部活動とする。（特設駅伝部）

⑬水泳　※大会に参加のみの特設部活動とする。（特設水泳部）

⑭新体操　※大会に参加のみの特設部活動とする。（特設新体操部）

（２）文化部

⑮吹奏楽　⑯美術　⑰写真

３　入退部・転部

①入部は、保護者の同意を得て、入部届を顧問及び担任へ提出する。

※２・３年生も、継続の確認として年度初めに入部届を提出する。

②退部は、保護者・顧問・担任の承諾を得て、本人及び保護者が記入した退部届を顧問・担任へ提出する。手続きの一切は生徒自身が行うものとする。

③転部は、退部の手続きが終了後、入部届を提出する。入部の手続きが整い次第、転部先での活動が認められものとする。

４　部長会議

部長会議を随時行い、部長同士の悩みの共有や部活動の良さについて話し合う場を設け、リーダーの育成に努める。

５　活動について

活動については、運動部は「松戸市　運動部活動の指針」に則り、部員の健康及び安全を第一に活動を計画する。文化部も健康及び安全、活動時間等は運動部と同様とする。

６　活動時間（下校時間、延長練習の決まり等）

【最終下校時刻】

	活動終了	最終下校		活動終了	最終下校
４月	１７：４５	１８：００	１１月	１７：００	１７：１５
５月	１８：００	１８：１５	１２月	１６：４５	１７：００
６・７・８月	１８：１５	１８：３０	１月	１７：００	１７：１５
９月	１７：３０	１７：４５	２月	１７：１５	１７：３０
１０月	１７：１５	１７：３０	３月	１７：３０	１７：４５

※放課後の活動時間の目安

A 日課・・・６校時　１６：０５～　（最長　２時間１０分　最短　０時間４０分）

５校時　１５：０５～　（最長　３時間１０分　最短　１時間４０分）

B 日課・・・６校時　１５：３５～　（最長　２時間４０分　最短　１時間１５分）

５校時　１４：４０～　（最長　３時間３５分　最短　２時間０５分）

＊顧問は安全な道を通って帰るよう指導する。

〇朝練習について

原則なし。ただし、生徒の自律的判断による自主的活動については、生徒の申し出を受け、顧問が活動場所につける場合のみ、自主的活動を校長が許可する。

＊自主的活動の時間は、７：１０～８：００の間とする。８：００には自主的活動を終了し、８：１５には教室で着席する。（着席していない場合は、遅刻となる。）

＊体育館の部活動は、使用割り当てによって朝練習を可とする。その場合、放課後の練習は１時間程度とする。

〇活動停止

諸活動停止期間については、定期試験５日前からとする。

＊大会がテスト直前又は直後に開催される場合については、学校長の許可を受け、保護者の承諾を得た上で１時間程度の特別練習を認める。（大会とは、教育委員会又は小中学校体育連盟が主催・主管するものに限る。文化部のコンクール及びコンテストについても、教育委員会又は運動部の小中学校体育連盟に該当する団体が主催・主管するものに限る。招待試合等は学校長の許可を受け、保護者の承諾を得た上で、試合当日のみ、登録選手のみが参加をすることができる。）

〇部活動の延長練習について

部活動の延長練習については、大会、コンクール、コンテストの３週間前から７日間以内の期間とし、学校長の許可を受け、保護者の承諾を得た上で、下校時刻を考慮して活動する。延長練習の時間については、３０分～４５分を上限とする。また、延長練習の期間が長期にわたることのないよう練習計画を立てた上で実施する。なお、５月～７月の最終下校時刻は、１９時を超えないこととする。

7　大会等の参加について

大会、コンクール、コンテストについては以下を基準とする。

運動部　松戸市教育委員会主催大会　　千葉県小中学校体育連盟（各支部）主催大会

中学校総合体育大会（市予選　県大会　関東大会　全国大会）

中学校体育大会・通信陸上大会（市内大会　県大会　関東大会　全国大会）

中学校水泳大会（市内大会　県大会　関東大会　全国大会）

東葛飾地方中学校駅伝競走大会・近隣市町中学校剣道大会・東葛飾地方中学校サッカー大会

他の区市町村教育委員会主催大会

文化部　松戸市教育委員会主催コンクール・コンテスト・行事　協会・連盟主催コンクール・コンテスト

他の市区町村教育委員会主催コンクール・コンテスト・行事